

(介護保険)

訪問看護ステーション こきち

(介護保険事業所番号：3560190559)

訪問看護ステーション こきち

指定（介護予防）訪問看護事業運営規程（介護保険・訪問看護）

（事業の目的）

第1条 合同会社 リアン・ココモサ（以下「本事業者」という。）が設置する訪問看護ステーション こきち（以下「本事業所」という。）において実施する指定（介護予防）訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）訪問看護の円滑な運営管理を図ると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業所が実施する指定（介護予防）訪問看護は、利用者が介護予防状態及び要介護状態等となった場合に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 指定（介護予防）訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、介護保険法及び下関市の条例に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（本事業所の名称等）

第3条 指定（介護予防）訪問看護の事業を行う本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーション こきち
- (2) 所在地：山口県下関市武久町1丁目46番8号 コーポ武久102号室

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示書及び居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に基づき適切な指定（介護予防）訪問看護の実施に関し、本事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 看護師及び准看護師3名以上（内1名、管理者兼務。）

看護師（准看護師を除く。）は主治医の指示書及びケアプランに沿って、（介護予防）訪問看護計画書（以下、「訪問看護計画書」という。）を作成する。作成した訪問看護計画書に基づき指定（介護予防）訪問看護を実施する。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。(原則)土、日、祝日、年末年始を除く。)
- (2) 営業時間：8:30 から 17:30 までとする。
- (3) サービス提供時間：6:00 から 20:00 までとする。
- (4) 連絡体制など：24時間常時電話等による連絡・相談・訪問が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(指定(介護予防)訪問看護の内容)

第6条 本事業所で行う指定(介護予防)訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供と当該計画書の交付計画書には、利用者の希望、主治医の指示書及びケアプランに沿って、心身の状況を踏まえ、療養上の目標や当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定(介護予防)訪問看護。
- (3) 訪問看護報告書の作成。
- (4) 主治医等関係者への情報提供、地域包括支援センター等との必要な連携。

(利用料等)

第7条 指定(介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別に厚生労働大臣が定める額によるものとし、当該指定(介護予防)訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料として一部の支払いを受けるものとする。

- 2 訪問看護に要したおむつ代等は実費相当の支払いを受けるものとする。
自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
実施地域を超えた地点から目的地までの交通費は1回につき550円(税込)の実費負担とする。
- 3 訪問看護勤怠管理予定外サービス(保険給付対象外)の提供は1回につき8,800円(税込)の実費負担とする。
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定(介護予防)訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の指定(介護予防)訪問看護の実施地域は、下関市全域(離島及び長府圏域並びに東部圏域、総合支所管内は除く。)の区域とする。地域外については、相談の上とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定（介護予防）訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 本事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を年2回以上実施する

(2) 虐待の防止に係る責任者を選定する。

役職：代表社員（管理者）道下 由利子

(3) 虐待の防止のための指針を整備する。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回開催する。

2 本事業所は、虐待又は疑われる事案が発生した場合には、速やかに市へ通報する。

(苦情処理)

第12条 本事業所は、指定（介護予防）訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、次の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 本事業所は、提供した指定（介護予防）訪問看護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(2) 本事業所は、提供した指定（介護予防）訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他営業に関する留意事項)

第13条 本事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修：採用後3ヶ月以内。
- (2) 継続研修：年6回。
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、事業上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所の従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 本事業所は、指定（介護予防）訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

この変更規程は、令和6年10月31日から施行する。第4条(2)

この変更規程は、令和6年12月1日から施行する。第7条 追記及び変更

この変更規程は、令和7年7月1日から施行する。第8条変更、第11条(2)追記

この変更規程は、令和8年4月1日から施行する。第8条変更

